

別表一（次葉）

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分（確定申告又は仮決算による中間申告の場合）」

中小企業者の
判定等フロー
はこちら



「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)49」

- 分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)を参照してください。

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額又は(別表(附表「5」))	49	000	(49)の15%又は19%相当額	52	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	50	000	(50)の22%相当額	53	
その他の所得金額 (1)-(49)-(50)	51	000	(51)の19%又は23.2%相当額	54	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (29)	55	000	(55)の10.3%相当額	57	
課税留保金額に対する法人税額 (30)	56	000	(56)の10.3%相当額	58	
この申告が修正申告である場合の計算					
この法人申告	所得金額又は欠損金額	59		所得の金額に対する法人税額	67
	課税土地譲渡利益金額	60		課税留保金額に対する法人税額	68
	課税留保金額	61		課税標準法人税額 (67)+(68)	69

【チェックポイント】
別表一「非中小法人」に○があるのに、「49」「52」欄に記載していませんか。

「(49)の15%又は19%相当額52」

- 普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(15%)は適用されませんのでご注意ください。
- 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人などをいいます。
適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P8~)を参照してください。

「所得の金額に対する法人税額55」及び「課税留保金額に対する法人税額56」

「所得の金額に対する法人税額29」及び「課税留保金額に対する法人税額30」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

別表一 「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」

法人税のみ修正申告を行う場合には、「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には、「事業年度分の法人税 申告書」を二重線で消去します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額26」の外書

各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。

- 「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。
- 「26」には、「63」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「中間申告分の法人税額14」「中間申告分の地方法人税額40」

この申告前の確定申告等において法人税又は地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額又は地方法人税額を記載します。

令和 年 月 日		事業年度分の法人税 申告書		課税事業年度分の地方法人税 申告書	
令和 年 月 日		令和 年 月 日		令和 年 月 日	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の③)	1			控除 所得税の額 (別表六「16」の③)	16
法人税額 (52) + (53) + (54)	2			外国税額 (別表六「17」の③)	17
法人税額の特別控除額 (別表六「15」)	3			計 (16) + (17)	18
税額控除超過相当額等の加算額	4			控除した金額 (12)	19
課税土地譲渡利益金額 (別表六「14」の計)	5		000	控除されなかった金額 (18) - (19)	20
同上に対する税額	6			この申告による還付金額等	21
課税留保金額 (別表三「14」)	7		000	中間納付額 (14) - (13)	22
同上に対する税額 (別表三「18」)	8			欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		000	計 (21) + (22) + (23)	24
税額控除額 (別表六「15」)	10			この申告前の所得金額又は欠損金額 (50)	25
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (別表七「14」の計 + 別表七「19」若しくは別表七「15」の合計)	26
控除税額計 (9) - (10) - (11) + (12)	12			大損又は災害損失等の当期控除額 (別表七「14」の計 + 別表七「19」若しくは別表七「15」の合計)	27
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13		000	前期へ繰り越す欠損金又は災害損失 (別表七「15」)	28
中間申告分の法人税額	14		000	この申告による還付金額	29
課税法人税額 (13) + (14) + (60) + (61) + (62) + (63) + (64) + (65) + (66) + (67) + (68) + (69)	15		000	外国税額の還付金額 (79)	42
課税法人税額 (15) - (16) + (17) + (18)	16			中間納付額 (40) - (39)	43
課税標準法人税額 (29) + (30)	17		000	計 (42) + (43)	44
地方法人税額 (57)	18			この申告の金額に対する法人税額 (67)	45
税額控除超過相当額等の加算額 (別表六「14」の計)	19			課税留保金額に対する法人税額 (68)	46
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	20			この申告前の課税標準法人税額 (59)	47
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	21		000	この申告により納付すべき地方法人税額	48
課税土地譲渡利益金額 (別表六「14」の計)	22		000	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配) の金額	
同上に対する税額	23			現余金の繰戻し後の分配は引渡しの日	
課税留保金額 (別表三「14」)	24		000	還付を受けるべき金額	
同上に対する税額 (別表三「18」)	25			銀行 本店・支店 郵便局名等	
法人税額計 (15) - (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) + (24) + (25)	26		000	金庫・組合 出張所 預金	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	27			農協・信託 本所・支所	
外国税額の控除額 (38) - (37) + (77) のうち少ない金額	28			口座番号	
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	29		000	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	
中間申告分の地方法人税額	30		000	※ 税務署処理欄	
法人税額計 (26) - (27) + (28) + (29) + (30)	31		000		
課税標準法人税額 (29) + (30)	32		000		
地方法人税額 (57)	33				
税額控除超過相当額等の加算額 (別表六「14」の計)	34				
課税留保金額に係る地方法人税額 (58)	35				
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	36		000		
課税土地譲渡利益金額 (別表六「14」の計)	37		000		
同上に対する税額	38				
課税留保金額 (別表三「14」)	39		000		
同上に対する税額 (別表三「18」)	40				
法人税額計 (31) - (32) + (33) + (34) + (35) + (36) + (37) + (38) + (39) + (40)	41		000		

の箇所は、令和4年12月31日以後に終了する事業年度について修正申告をする場合には、記載しません。

「所得税額等の還付金額21」又は「中間納付額22」「外国税額の還付金額42」から「計44」までの各欄既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」「計44」の外書
 法第80条((欠損金の繰戻しによる還付))の規定により還付請求をした法人税の額又はその法人税の額に係る地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

(例)
 既に還付を受けた金額 500,000円
 同上の還付加算金 30,000円
 修正申告による還付金額 300,000円
 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金

$$30,000円 \times \frac{300,000}{500,000} = 18,000円$$

この欄に記載する金額
 300,000円 + 18,000円 = **318,000円**

別表一(次葉)

「各事業年度の所得に係る申告書—内国法人の分(修正申告の場合)」

「法人税額62」

「確定地方法人税額70」

この申告前の申告書の「15」又は「41」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額(又は地方法人税額)」の金額から中間申告分の法人税額(又は地方法人税額)を控除した金額を記載します。

「還付金額63」

この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。

欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(62))若しくは((15)+(63))又は((63)-(24))64」

「15」、「24」、「62」及び「63」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となるときは記載しないでください。

- 「15」と「62」とがある場合には、「15」の金額から「62」の金額を控除した金額
- 「15」と「63」の本書とがある場合には、「15」の金額と「63」の本書の金額との合計額
- 「24」の本書と「63」の本書とがある場合には、「63」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額

この申告が修正申告である場合の計算

法人 申告 税額 の 計 算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	59	地方 申告 税額 の 計 算	所得金額に対する法人税額	67	000
	課税土地譲渡利益金額	60	課税留保金額に対する法人税額	68			
	課税留保金額	61	課税標準法人税額 (67)+(68)	69			
	法人税額	62	確定地方法人税額	70			
	還付金額	63	外	71			
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(62))若しくは((15)+(63)) 又は((63)-(24))	64	外	72			
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	65	この申告により納付すべき地方法人税額 ((41)-(70))若しくは((41)+(71)+ (72))又は((71)-(44))+((72)-(44の外書))	73			
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	66					
	土地譲渡税額の内訳						
	土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	74					
同上 (別表三(二)「28」)	75						
地方法人税額							
外国税額 (別表六(二)「27」)	77						

「還付金額63」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額64」の外書

- 「63」には、この申告前の還付請求税額を外書します。
- 「64」には、「63」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書します。

「還付金額71」

この申告前の申告書の「44」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付金額72」

地方法第23条第1項の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。

また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。

なお、地方法第23条第1項((欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付))の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき地方法人税額((41)-(70))若しくは((41)+(71)+(72))又は((71)-(44))+((72)-(44の外書)))73」

次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となるときは記載しないでください。

- 「41」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
 - 「70」に記載がある場合
(41)-(70)
 - 「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合
(41)+(71)+(72)
- 「44」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「71」と「72」のいずれか又は両方に記載がある場合
((71)-(44))+((72)-(44の外書))

「欠損金の繰戻しによる還付金額72」に金額の記載がない場合は、「72」-「44の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。